令和4年2月市議会定例会

追加議案

報告第3号~報告第6号 議案第35号及び議案第36号 諮問第1号~諮問第4号

島 田 市

	目 次		
報告番号	件 名		ふった
報告第3号	専決処分の報告について(物損事故に係る和解及び損害 決定)	害賠償の額の	1
報告第4号	専決処分の報告について(物損事故に係る和解及び損害 決定)	害賠償の額の	2
報告第5号	専決処分の報告について(物損事故に係る和解及び損害 決定)	害賠償の額の	3
報告第6号	専決処分の報告について(人身事故に係る和解及び損害 決定)	ド賠償の額の	4

議案番号	件名	ページ
議案第35号	教育長の任命について	5
議案第36号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	10

報告

報告第3号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年3月25日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第2号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月18日専決

和解等の 内 容	 ・甲(島田市)の責任額を10,053円とし、乙(●●●●●)の 責任額を30,649円とする。 ・甲乙の各責任額を相殺し、乙が甲に対し、20,596円を支払う。 ・今後、本件に関しては、双方とも何ら異議の申立て等をしない。
相手方	••••••
住 所	
相手方	
氏 名	
事故発生	令和3年12月14日
年 月 日	月和 5 千12月 14日
事故発生	島田市元島田9219番地先
場所	四川几四川3213街2070
事故の	公用車が十字路を直進する際に、左側から右折してきた相手方
概要	車両の前方部と接触し、損傷したもの

報告第4号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年3月25日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第3号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月18日専決

T 177 144 -	・甲(島田市)は、乙(●●●●●●●●●●●●)に対し、損
和解等の	害賠償の額として294,118円を支払う。
内 容	・乙は、損害賠償の額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議
	の申立て等をしない。
相手方	
住 所	
相手方	
氏 名	••••••
事故発生	△5⊓ 4 年 1 日 4 日
年 月 日	令和4年1月4日
事故発生	
場所	
車状の	相手方の敷地内に駐車していた消防団消防自動車から降車するた
事故の	めに扉を開けたところ、強風により扉が大きく開き、隣に停車して
概要	いた相手方車両の運転席の扉を損傷させたもの

報告第5号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年3月25日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第4号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月4日専決

和解等の内 容	 ・甲(島田市)は、乙(●●●●●)に対し、損害賠償の額として51,893円を支払う。 ・乙は、損害賠償の額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方	
住 所	
相手方	
氏 名	
事故発生	令和 3 年11月30日
年 月 日	743年11月30日
事故発生	島田市旗指2925番地の 6 地先
場所	四川坝(11/45/11/2011) 11 地 / L
事故の	市道静居寺線を走行していた相手方車両が、消防団消防自動車か
概要	ら落下した資機材に接触し、左後部を損傷したもの。

報告第6号

専決処分の報告について

人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年3月25日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第5号

専 決 処 分 書

人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月9日専決

和解等の 内 容	 ・甲(島田市)は、乙(●●●●●●)に対し、損害賠償の額として116,968円を支払う。 ・乙は、損害賠償の額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相 手 方 住 所	••••••
相 手 方 氏 名	•••••
事故発生 年 月 日	令和3年9月25日
事故発生 場 所	島田市元島田9030番地の1(元島田公園)
事 故 の 概 要	相手方が樹木の写真を撮影するために、公園内の植樹帯の中を歩いていたところ、くぼみに足を取られて転倒し、左足の腓骨及び関節を損傷したもの

条例その他

議案第35号

教育長の任命について

次の者を教育長に任命することについて、議会の同意を求める。

令和4年3月25日提出

氏 名	住 所	生年月日
山中 史章	••••••	••••••

議案第36号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

令和4年3月25日提出

氏 名	住所	生年月日
四條 みゆき	••••••	••••••

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和4年3月25日提出

氏 名	住所	生年月日
柿本 惠子	••••••	••••••

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和4年3月25日提出

氏 名	住所	生年月日
清水 幹郎	••••••	••••••

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和4年3月25日提出

氏 名	住 所	生年月日
鈴木 久雄	••••••	•••••

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和4年3月25日提出

氏 名	住 所	生年月日
増田 せつ子	••••••	••••••